

あ ん な い 図



交通公園の利用方法など

1. 施設の設置目的

交通公園は、長崎県の条例に基づき、子ども達に交通の安全とマナーを学んでもらうことや、県民の皆さんのいこいの場として使ってもらえるように作られました。

2. 施設の利用

(1) 休 園 日

毎週月曜日（ただし、月曜日が祝日の場合は火曜日）及び12月29日から翌年1月3日まで。

(2) 開園時間

開園時間は、午前9時から午後5時まで（遊具の利用は、午前10時から正午まで、午後1時から午後4時30分まで）

(3) 入 園 料

入園料及び遊具の使用料は無料

3 遊具の利用

【ベビーカー】

3歳以下（保護者のつきそい必要）

【補助付自転車、補助なし自転車、足ふみゴーカート】

4歳以上小学6年生まで利用できます。

※6歳以下は、保護者のつきそい必要。

※中学生は、補助なし自転車のみ。

【電動ゴーカート】

小学2年生から6年生までで、「乗り方指導」を受けた人のみ。

※受けた人には交通公園の「運転免許証」を発行。

【竹 馬】

幼児（保護者のつきそい必要）から中学生まで。

4. 団体の利用申込

団体は、事前に交通公園事務所に申込んで下さい。

5. 交通公園における指導

(1) 交通教室（個人・団体）

- ・ 幼児、児童に対する視聴覚器材を利用した交通安全教室
- ・ 横断歩道における道路横断の仕方の指導
- ・ 交差点における信号に従った横断方法の指導

(2) 自転車教室

自転車の乗り方指導（受付で申込みが必要
原則土・日・祝日は除く）

長崎交通公園

楽しく遊びながら
交通ルールやマナーが
身につきます。



長崎交通公園

長崎市油木町6番40号
TEL・FAX 095-846-4425